

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
新進建設株式会社	高知県高知市九反田5-8

2. 指名停止措置期間

令和8年3月31日 から 令和8年4月30日 まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

四国地方整備局土佐国道事務所発注の「令和6年度 越知道路越知丁改良第6（その2）工事」において、安全管理措置の不適切により、足場床を組立作業中、下請作業員が未固定の足場板の張出部に乗ったことでバランスを崩し転落し、負傷する事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当する。

指名停止措置要領 別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

・指名停止措置について

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士

・事実概要について

四国地方整備局 土佐国道事務所

副所長（改築） 雑賀 光 088-884-0359（代表）

○工務課長 藤本 大輔 088-885-4824（直通）